

## 鳥取県告示第748号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 起業者の名称

岩美町

### 2 事業の種類

浦富地区公民館整備事業

### 3 起業地

(1) 収用の部分 岩美郡岩美町大字浦富字新町北側地内

(2) 使用の部分 なし

### 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

浦富地区公民館整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である岩美町は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、岩美町浦富地区（以下「当地区」という。）内に位置する土地（以下「本件土地」という。）及び建物に、既存の建物及び駐車場を活用して、社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館を整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

#### ア 得られる公共の利益

本件事業は、住民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学習し、心豊かに生きがいや潤いのある生活を送るための活動基盤の場として、公民館を整備するものであり、公民館事業スペース及び来館者の駐車場を整備することにより、地域行事及び文化の伝承並びに地域の発展及び連帯意識の高揚に寄与することが見込まれる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施行することにより、本件事業の施行が環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保されること、当地区住民の交通の利便性が良いこと、事業費が経済的であること等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

当地区の公民館を整備することで、今まで地域住民の集う場所の制約並びに日常的な文化芸術・生涯学習などの社会教育活動の施設及び会場の確保難という地域活動の阻害面が解消され、住民の交流を促進し、地域行事及び文化の伝承並びに地域の発展及び連帯意識の高揚を図ることができることから、早急に整備すべき事業と認められる。

また、岩美町において、岩美町総合計画及び岩美町過疎地域自立促進計画による地区公民館整備を進めており、当地区自治会連合会からも公民館の早期建設の陳情書が提出され、公民館事業の拠点となる施設整備が望まれている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

岩美郡岩美町大字浦富675-1

岩美町役場